

# 荒川区内に物件を所有する貸主の皆様へ

(高齢者住宅契約貸主助成事業)



荒川区では高齢者の方の民間賃貸住宅への入居を支援するため、高齢者の方と新たに賃貸借契約を結んだ貸主の方が、借主の方の方が一に備えて、補償保険(残存家財の片付け費用、葬儀費等を補償する保険)に加入した場合、保険料を補助します。

また、借主の世帯で高齢者みまもりネットワーク事業に登録されていない方は、必ず、登録をしていただきます。

## 補助の対象となる方

次のすべてに該当する方

- (1) 荒川区内に昭和56年に改正された建築基準法施行令の新耐震基準に適合している物件を所有する方
- (2) 荒川区に1年以上在住している高齢者世帯( )の方と(1)の物件で賃貸借契約を結んだ貸主の方  
( )高齢者世帯とは65歳以上の単身世帯又は、65歳以上の方と60歳以上の配偶者、兄弟姉妹のみの世帯とします。
- (3) 新たに補償保険に加入する貸主の方

## 助成内容

保険料の実費額を補助します。(年度ごとに一戸当たり15,000円を限度)

## 申請手続方法

- (1) 高齢者世帯の方と賃貸借契約を結びます。  
契約前に、借主の世帯について、高齢者みまもりネットワーク事業の登録及び、在住年数を確認しますので、下記の窓口までご案内をお願いします。
- (2) 借主の方の方が一のため、補償保険に加入します。
- (3) 高齢者福祉課の窓口(区役所2階 番窓口)で補助金の申請をします。

申請時に必要な書類

賃貸契約書の写し

補償保険加入契約書の写し及び領収書

借主個人情報提供同意書(補助金交付申請書の裏面)

貸主の方の振込先の口座番号が分かるもの(通帳等)

## 【問合せ先】

高齢者福祉課 高齢者福祉係(荒川区役所 2階 番)

☎(代表) 3802-3111 内線2661